

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 12 月 22 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	エコフレンドリーリゾートホテルにおける高効率熱源導入による排出削減事業
排出削減事業者名	株式会社ホテルマネジメントジャパン
排出削減共同実施事業者名	株式会社山武 ヤシマ工業株式会社
事業実施場所	ホテル日航アリビラ ヲヨミタンリゾート沖縄ー (沖縄県中頭郡読谷村字儀間 600)
事業の概要	吸収式冷温水発生器 2 台による空調熱源のうち 1 台を廃止し、もう 1 台を暖房専用に変更、さらに高効率インバーターボ冷凍機 1 台を追加することでエネルギー効率を改善しエネルギー消費量を削減し、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	1,500 tCO2/年 (事業実施期間合計 6,000 tCO2)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：沖縄県中頭郡読谷村字儀間 600 「ホテル日航アリビラヨミタンリゾート沖縄ー」構内</p>
追加性を有すること	<p>1) 本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。また、本排出削減事業者である(株)ホテルマネジメントジャパンが省エネ法第 1 種報告対象事業者であるが、平成 19 年度及び平成 20 年度の省エネ法定期報告書において本排出削減事業が中長期計画に含まれておらず、省エネ法の削減計画を達成するために実施された事業でもないことを確認している。</p> <p>2) 本排出削減事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを関係者への質問、関連資料の閲覧、既存設備の設置・利用状況の視察等により確認している。</p> <p>3) 本排出削減事業の投資回収年数が 3.5 年であることは、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。</p> <p>4) 当ホテルは開発段階から「エコ・フレンドリー・リゾート」という目標を掲げ、環境対策として今までにも様々な取組を行ってきた。2002 年に導入したコージェネレーションを始め、2006 年には沖縄県内ホテルとしては初めて BEMS を導入し、大幅な CO2 排出削減を達成した。また、2008 年度にはクリスマスイルミネーションをグリーン電力で賄う等、積極的な取組を展開している。本排出削減事業は、2009 年に迎えるホテル開業 15 周年記念事業の一環として、既存の A 重油空調設備を高効率インバータターボ冷凍機に更新することによって、更なる省エネ・省 CO2 を追及するのみならず、国内クレジット制度の活用により、沖縄県内における先導的事業を目指していることを確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問、日本ホテル協会加盟組織の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。</p>

要件	審査手続き
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004「空調設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件 1 については、既存設備よりも高効率の空調設備に更新することを現地視察、関係者への質問、設備銘版（既存設備、新設設備）の確認、設備仕様書の閲覧等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備が今後も暖房専用設備及び冷房補助設備として継続的に利用される予定であることを、事業者への質問、既存設備の設置状況の視察等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える空調の稼働時間が把握できることを、関係者への質問、関連書類の閲覧等により確認している。</p> <p>2) 本排出削減事業がなければ既存設備を継続して使用することを本排出削減事業者への質問、関連資料の閲覧等により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上